

魚津市教育委員会告示第7号

新川文化ホールの指定管理者の募集について

魚津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年魚津市条例第25号）第2条第1項の規定により新川文化ホールの指定管理者を次のとおり募集するので、魚津市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年魚津市教育委員会規則第8号）の規定により告示する。

令和8年8月7日

魚津市教育委員会
教育長 山瀬 敬

- 1 当該施設の名称及び所在地
新川文化ホール 魚津市宮津110番地
- 2 指定管理者が行う管理業務の内容等
新川文化ホールの施設及び設備の維持管理に関する業務
新川文化ホールの利用の承認に関する業務
新川文化ホールの利用料金の徴収に関する業務
文化の振興に関する業務
魚津市美術展、魚津市民文化祭を実施する業務
その他魚津市教育委員会が必要と認める業務
- 3 指定管理者の選定の基準
新川文化ホールの指定管理者募集要項による。
- 4 管理者の指定期間
令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）
- 5 申請の受付期間及び受付場所
令和8年9月28日から令和8年10月5日まで
魚津市教育委員会 生涯学習・スポーツ課

6 募集要項の配布期間及び配布場所

令和8年8月7日から令和8年8月17日まで
魚津市教育委員会 生涯学習・スポーツ課